

BSEに係る飼料規制の見直し

～牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開～

1 これまでの経緯

- (1) 2001（平成 13）年 9 月の BSE 初確認後、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼料安全法」という。）に基づき、牛及びめん山羊に由来する肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉及び血しょうたん白質（以下「牛肉骨粉等」という。）を含む動物由来たん白質の飼料利用を禁止した。
- (2) その後、製造・使用段階における分別管理を徹底する等のリスク管理措置を講じることを前提としつつ、最新の科学的知見に基づくリスク評価の結果を踏まえて、2015（平成 27）年 4 月の牛に由来する肉骨粉等の養殖水産動物を対象とした飼料（以下「養魚用飼料」という。）への利用再開、2018（平成 30）年 4 月のめん山羊に由来する肉骨粉等の養魚用飼料への利用再開等、順次、規制範囲の見直しを行ってきた。
- (3) 一方、現在においては、牛肉骨粉等の馬、豚、鶏又はうずら（以下「鶏・豚等」という。）を対象とした飼料（以下「鶏・豚等用飼料」という。）への利用は、飼料安全法に基づき禁止している。

2 BSEに係る飼料規制の見直しの検討

牛用飼料等の交差汚染や牛への誤給与を防止するため、製造工程の分離や牛、めん山羊及び鹿（以下「牛等」という。）への使用禁止の表示等のリスク管理措置を講じたことにより、2013（平成 25）年以降、国際獣疫事務局（WOAH）による「無視できる BSE リスク」のステータスを 10 年以上維持する等、我が国の BSE 発生リスクが低下していることから、牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開を検討することとする（※）。なお、これまでの飼料安全法に基づく（独）農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）及び都道府県による立入検査において、牛等を対象とした飼料への牛肉骨粉等の混入や牛肉骨粉等の牛等への給与は確認されていない。

（※）牛肉骨粉等のペットフードへの利用についても、併せて再開を検討する。

3 家畜衛生部会プリオン病小委員会からの技術的助言

牛、めん山羊並びに鶏・豚等におけるプリオン病の発生状況や伝達性等を考慮すると、製造工程の分離等の管理措置の実施により、牛肉骨粉等の牛等への給与を防止した上で、牛肉骨粉等の

鶏・豚等用飼料への利用を再開した場合、現行の飼料規制の効果に影響を及ぼすとは考えにくい。

4 利用再開に当たっての管理措置（案）

牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開に当たっては、牛等を対象とする飼料の交差汚染等を防止するため、以下の①～④の管理措置（牛肉骨粉等の養魚用飼料への利用再開に当たって講じた管理措置に加え、下線部の管理措置を新たに導入）を実施する。

- ① 牛肉骨粉等の製造事業者は、牛肉骨粉等の製造に当たり、牛の特定部位等の混入を防止するため、原料の分別収集を行うとともに、牛肉骨粉等以外の製造工程と完全に分離された工程で製造しなければならない。また、当該製造事業者は、製品出荷時に供給管理票を牛肉骨粉等に添付しなければならない。さらに、(独)農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）が、製造事業場ごとに、牛肉骨粉等の製造開始前に、上記の基準への適合状況について確認する（大臣確認）。
- ② 牛肉骨粉等を原料とする飼料の製造事業者は、牛等を対象とした飼料への牛肉骨粉等の混入を防止するため、牛等を対象とした飼料の製造工程と完全に分離された工程で製造する他、製造に従事する従業員への教育及び製造関連業務についての定期的な自己点検を行うとともに、異常が発生した場合、国等に対して直ちに報告し、当該異常の原因の究明、改善措置等の対応を行わなければならない。また、当該製造事業者は、牛等を対象とする飼料を陳列する量販店への出荷を制限するとともに、中間製品として飼料の製造事業者へ出荷する場合には、供給管理票を添付しなければならない。さらに、FAMIC が、製造事業場ごとに、牛肉骨粉等を原料とする飼料の製造開始前に、上記の基準への適合状況について確認する（大臣確認）。
- ③ 牛肉骨粉等及び牛肉骨粉等を原料とする飼料の製造事業者は、畜産農家が牛肉骨粉等を原料とする飼料を牛等に与えることのないよう、これらの飼料には、牛等への使用の禁止、保存上の注意等を表示しなければならない。
- ④ FAMIC は、牛肉骨粉等及び牛肉骨粉等を原料とする飼料を製造する事業場において、（１）から（３）までの措置が適切に行われていることを、立入検査によって確認する。また、都道府県は、牛等の畜産農家において牛肉骨粉等を原料とした飼料が誤給与されていないことについて、立入検査によって確認する。特に、鶏・豚をともに飼養する牛農家のうち、牛肉骨粉等を原料とする飼料を使用する者に対して、原則として年１回の立入検査によって確認する。